

標記株式會社二号労争議發生の事、状況左記、是り

記

一、争議發生、場所、瀬川五丁目附、二番地株式會社東陽製紙所内
二、争議發生、時、昭和六年六月一日

三、事業主側

名 称 株式會社 東陽製紙所

事業主 村松 経木真直

資本金 二万圓

企業系統

候用労働者 三十二人(男)

沙労者側

争議參加者 男女二十九名

会員者中組合入有

廿九名

労使労働組合

(總社) 東京工勞組合 (大東支系)
(總社) 鳥飼労働組合 (大東支系)

八、争議発生の原因

財界不況、影響シテヨリ事業不振ニ陥リ、今面職工ノ賃金一割減
下ヲ發表セルニ職工側タニニ反對セニヨル

六、要求事項並其状況

歎體書(左記)ニ於テシタルニ木々文書ニ入シ入

歎體書(左記)

誠然實行昨今金終業日ノ家計困窮ニ附カ不灰々相談ノ上歎體
係理左記ニ決議ス

會社ノ御同情ニテ御厚諾相成度伏シテ領上候此

一、減給取下ノ事

二、時間、延長取消、二十

三、月二回公休以外ハ臨時休業ニサルコト

四、販賣額二倍言ハニ二十